

—NewJ-BAR への切換えについて—

開先付き異形棒鋼「NewJ-BAR」（以下 NewJ-BAR という）への切換えに関する基本的な考え方とその手続きについて下記の通りご説明します。

記

1. 基本的な考え方

NewJ-BAR は、既に平成 17 年 5 月 12 日付けで国土交通大臣の認定を受けた「J-BAR」（認定番号 MSRB-0029）の適用範囲拡張に伴い、その関連機能に改善と確認をした国土交通大臣認定品（認定番号 MSRB-0058）であると共にこれまでの設計法および施工法を踏襲したものであり、施工上の変更は存在しません。

即ち、NewJ-BAR は公的評価および性能において J-BAR と同等以上であると共に、設計法及び施工法に於いても変更は存在しませんので、この点において軽微な変更手続きの必要はないと思われます。

2. 手続きについて

J-BAR から NewJ-BAR への切換えに於いて、図面に指定した内容に応じて想定される手続きを以下に説明します。

尚、いずれの指定に於いても、建築主事および検査員等からの指摘および質疑等があった場合、必要に応じてエンジニアリングスタッフ小林が対応しますので、お問合せ下さい。

- 1) 確認申請図面に J-BAR 同等品 又は J-BAR（認定番号 MSRB-0029）同等以上 と指定した場合

NewJ-BAR は同等品または同等以上であり、基本的に変更手続きの必要はありません。

但し、中間検査等で質疑等がありましたら、NewJ-BAR は同等品である旨、ご説明下さい。

- 2) 確認申請図面に J-BAR 又は J-BAR（認定番号 MSRB-0029） と指定した場合

確認申請図面に 同等品および同等以上 の記載がなくても問題ないかと考えますが、念の為に、建築主事等に事前相談される事をお奨めします。

以上